

第18号議案

桶川市子ども医療費支給に関する条例及び桶川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

**第1条** 桶川市子ども医療費支給に関する条例（昭和48年桶川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の号に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の号を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、対象の子どもを現に監護している<u>もの</u>をいう。</p> <p>(8) 略</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象の子どもが<u>市長</u>の指定する医療機関等において医療を受けた場合は、当該医療に係る子ども医療費を受給資格者に代わつて当該医療機関等に支払うことができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、対象の子どもを現に監護している<u>もの(満18歳に達した対象の子どもを引き続き監護している者を含む。)</u>をいう。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <b>現物給付</b> 受給資格者が健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等で一部負担金の支払を求められず、市長が受給資格者に代わつて医療費を当該医療機関に支払うことをいう。</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象の子どもが<u>埼玉県内の現物給付を実施する医療機関等及び市長</u>の指定する医療機関等において医療を受けた場合は、当該医療に係る子ども医療費を受給資格者に代わつて当該医療機関等に支払うこと</p>

ができる。

**第 2 条** 桶川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成 4 年桶川市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(定義) 第2条 略 7 略	(定義) 第2条 略 7 略 8 この条例において「現物給付」とは、ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者が健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等で一部負担金の支払を求められず、市長がひとり親家庭の父若しくは母又は養育者に代わって医療費を当該医療機関に支払うことをいう。
(支給の方法) 第7条 略 2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者が <b>市長</b> の指定する医療機関等において医療を受けた場合は、当該医療に係るひとり親家庭等医療費を受給者又はそのひとり親等に代わって当該医療機関等に支払うことができる。	(支給の方法) 第7条 略 2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者が <b>埼玉県内の現物給付を実施する医療機関等及び市長</b> の指定する医療機関等において医療を受けた場合は、当該医療に係るひとり親家庭等医療費を受給者又はそのひとり親等に代わって当該医療機関等に支払うことができる。

## 附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 4 年 1 0 月 1 日から、第 2 条の規定は令

和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中桶川市こども医療費支給に関する条例第 2 条第 3 号の改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

桶川市長 小 野 克 典

#### 提 案 理 由

埼玉県のみ未就学児を対象とした県内全域での現物給付の開始に伴い、市独自で未就学児以外の対象者も含めて現物給付を実施するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。